

議案第 90 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 189 号中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、同条第 190 号中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に、「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、同条第 191 号中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改め、同条第 193 号中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、同条中第 272 号を第 273 号とし、第 252 号から第 271 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 251 号ア(イ)中「第 249 号ア(イ)」を「第 250 号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第 249 号イ(イ)」を「第 250 号イ(イ)」に改め、同号を同条第 252 号とし、同条第 250 号中「第 252 号」を「第 253 号」に改め、同号を同条第 251 号とし、同条第 249 号ア中「第 251 号」を「第 252 号」に改め、同号を同条第 250 号とし、同条中第 248 号を第 249 号とし、第 247 号を第 248 号とし、第 246 号を第 247 号とし、同条第 245 号中「第 247 号」を「第 248 号」に改め、同号ア中「第 243 号ア(ア)から(カ)まで」を「第 244 号ア(ア)から(カ)まで

で」に改め、同号イ中「第243号イ(ア)から(ケ)まで」を「第244号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第243号ウ(ア)から(ケ)まで」を「第244号ウ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号を同条第246号とし、同条第244号中「第246号」を「第247号」に改め、同号を同条第245号とし、同条第243号イ中「(昭和25年政令第338号)」を削り、「第245号」を「第246号」に改め、同号を同条第244号とし、同条中第242号を第243号とし、第234号から第241号までを1号ずつ繰り下げ、第233号の次に次の1号を加える。

(234) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

第5条中「第2条第270号」を「第2条第271号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の移転の認定の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。